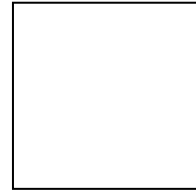


2006 年度秋学期憲法演習課題メモ

第 6 回 精神的自由権 (2)

学籍番号 _____ 氏名 _____



表現の自由の価値

表現の自由の射程

アクセス権

報道の自由・取材の自由

名誉毀損の免責要件

猥褻文書

検閲

事前抑制の禁止

集会 / 結社

第6回 予習のポイント

1. **税関検査事件**の最高裁判決を読んだうえで、判例は、憲法 21 条 2 項にいう「検閲」の概念をどのように定義しているか、また、検閲の禁止を絶対的なものと考えているか、それとも、相対的なものと考えているか、それぞれ、考えよ。
2. **北方ジャーナル事件**（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 巻 4 号 872 頁）では、いかなる憲法上の権利同士が衝突する関係に立っているのか。
3. **北方ジャーナル事件**の最高裁判決を読んだうえで、判例は、裁判所による出版物の事前差止めについて、憲法 21 条の各項との関係について、どのように判示しているか、考えよ。この場合、検閲に該当しない表現の事前抑制と検閲そのものとの関係について、どのように解すべきか。
4. 名誉毀損による不法行為の成立要件として、被害者が公務員または公的存在である場合には、それ以外の場合と比べより厳格な立証を課すことの当否について、論ぜよ。

5. 表現行為の広義の事前抑制（検閲を含む）は、表現行為の事後制裁と比べて、どのような特徴があるか。

6. **泉佐野市民会館事件**の原告Xは、市長による市民会館の使用不許可処分に対して、どのような救済を求めることができるか。

7. **泉佐野市民会館事件**において、被告Yは、集会の目的や集会を主催する団体の性格ゆえに市民会館の使用を拒否したのか。

8. **泉佐野市民会館事件**において、被告Yは、市民会館の使用を拒否しなければならないような危険の発生が集会の主催者側にあると考えて、市民会館の使用を拒否したのか。